

附 則 (昭和 40 年 3 月 6 日 文部省令第 7 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 41 年 7 月 1 日 文部省令第 37 号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 43 年 4 月 1 日 文部省令第 7 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 8 月 31 日 文部省令第 21 号)

この省令は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 3 月 18 日 文部省令第 5 号)

この省令は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 11 月 28 日 文部省令第 29 号) 抄

1. この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 4 月 28 日 文部省令第 21 号) 抄

1. この省令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 12 月 25 日 文部省令第 40 号)

1. この省令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

2. この省令施行の際、現に設置されている医学又は歯学の学部を置く大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和 56 年 1 月 17 日 文部省令第 2 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 23 日 文部省令第 1 号)

この省令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 6 月 24 日 文部省令第 23 号)

1. この省令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2. 昭和 59 年度に開設しようとする公立の大学、公立の大学の学部及び私立の大学の学部の学科の設置の認可の申請、昭和 59 年度に行おうとする私立の大学の収容定員の変更に係る学則の変更の認可の申請並びに昭和 60 年度に開設しようとする私立の大学及び私立の大学の学部の設置の認可の申請に係る審査に当たっては、この省令による改正後の大学設置基準の規定の適用があるものとする。

3. 学校教育法の一部を改正する法律 (昭和 58 年法律第 55 号) 附則第 2 項各号の一に該当する者に係る卒業の要件は、この省令による改正後の大学設置基準第 32 条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和 58 年 9 月 1 日 文部省令第 24 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 8 月 13 日 文部省令第 46 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 2 月 5 日 文部省令第 1 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 9 月 4 日 文部省令第 26 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 9 月 1 日 文部省令第 34 号) 抄

1. この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 6 月 3 日 文部省令第 24 号)

1. この省令は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

2. この省令施行の際、現に設置されている大学における体育館の設置に係る改正後の第 36 条第 5 項の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 9 年 6 月 5 日 文部省令第 27 号)

この省令は、平成 9 年 6 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日 文部省令第 11 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 31 日 文部省令第 19 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 9 月 14 日 文部省令第 40 号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 平成 12 年度を開設年度とする大学、学部及び学科の設置認可を受けようとする場合の審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 10 月 31 日 文部省令第 53 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日 (平成 13 年 1 月 6 日) から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日 文部科学省令第 44 号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 28 日 文部科学省令第 9 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省令第 15 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 12 日 文部科学省令第 8 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 13 日 文部科学省令第 42 号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条 学校教育法施行規則第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に 1 号を加える改正規定及び同令第 6 条の次に 1 号を加える改正規定、第 2 条中大学設置基準第 18 条第 1 項の改正規定及び同令第 45 条を同令第 46 条とし、同令第 44 条を同令第 45 条とし、同令第 43 条を同令第 44 条とし、同令第 10 章中同条の前に 1 号を加える改正規定、第 3 条の規定並びに第 4 条中短期大学設置基準第 4 条第 2 項の改正規定及び同令第 37 条を同令第 38 条とし、同令第 36 条を同令第 37 条とし、同令第 10 章中同条の前に 1 号を加える改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 15 日 文部科学省令第 43 号)

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法施行規則第 68 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (1) 平成 18 年 3 月 31 日に大学において薬学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、この省令の施行の日 (以下『施行日』という。) 前に大学に在学し、引き続き当該大学に在学する者であって、施行日以後に薬学を履修する課程 (臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。) に在学することとなったもの

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日 文部科学省令第 11 号)

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第 2 条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

- (1) 学校教育法施行規則第 8 条第 1 号ロ
- (2) 博物館法施行規則第 9 条第 2 号
- (3) 大学設置基準第 14 条第 4 号
- (4) 高等専門学校設置基準第 11 条第 3 号
- (5) 短期大学設置基準第 23 条第 5 号

別表第 1 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数 (第 13 条関係)

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	1 学科で組織する場合の専任教員数		2 以上の学科で組織する場合の 1 学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	320—600	10	200—400	6

教育学・保育学関係	320—600	10	200—400	6
法学関係	400—800	14	400—600	10
経済学関係	400—800	14	400—600	10
社会学・社会福祉学関係	400—800	14	400—600	10
理学関係	200—400	14	160—320	8
工学関係	200—400	14	160—320	8
農学関係	200—400	14	160—320	8
獣医学関係	300—600	28	240—480	16
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300—600	28	240—360	16
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを除く。）	200—400	14	160—240	8
美術関係	200—400	10	160—240	6
音楽関係	200—400	10	160—240	6
体育関係	200—400	12	160—320	8
保健衛生学関係（看護学関係）	200—400	12	—	—
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	200—400	14	160—320	8

備考

- この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第2において同じ。）。
- この表に定める教員数には、第11条の授業を担当しない教員を含めないこととする（以下ロの表及び別表第2において同じ。）。
- 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第2において同じ。）。
- 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて400人につき教員3人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員600人につき教員6人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（ロの表において同じ。）。
- 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（別表第2において同じ。）。
- 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減らすことができる（別表第2において同じ。）。
- 2以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する2以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
- 2以上の学科で組織される学部に獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。
- 薬学分野に属する2以上の学科で組織される学部に薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の1学科を置く場合における当該1学科に対するこの表の適用については、下欄中『16』とあるのは、『22』とする。
- 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。
- この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

収容定員	収容定員360人までの場合の専任教員数	収容定員480人までの場合の専任教員数	収容定員600人までの場合の専任教員数	収容定員720人までの場合の専任教員数	収容定員840人までの場合の専任教員数	収容定員960人までの場合の専任教員数
学部の種類						
医学関係	130	140	140	140	—	—
歯学関係	75	85	92	99	106	113

備考

1 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、60人以上とし、そのうち30人以上は教授とする。

2 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、36人以上とし、そのうち18人以上は教授とする。

3 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。

4 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてこの表に定める教員数の合計数とする。

別表第2 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 (第13条関係)

大学全体の収容定員	400人	800人
専任教員数	7	12

備考

1 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。

2 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が400人を超え800人未満の場合にあつては収容定員80人につき教員1人の割合により、収容定員が800人を超える場合にあつては収容定員400人につき教員3人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

3 医学又は歯学に関する学部を置く場合(当該学部医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。)においては、当該学部の収容定員が480人の場合にあつては7人、720人の場合にあつては8人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が480人未満の場合には、その加える数を6人とすることができる。

4 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第1号により算出される教員数とする。

別表第3 学部の種類に応じ定める基準校舎面積 (第37条の2関係)

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

収容定員	200人までの場合の面積 (平方メートル)	400人までの場合の面積 (平方メートル)	800人までの場合の面積 (平方メートル)	801人以上の場合の面積 (平方メートル)
学部の種類				
文学関係	2, 644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$	$(収容定員 - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$	$(収容定員 - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$
教育学・保育学関係	2, 644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$	$(収容定員 - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$	$(収容定員 - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$
法学関係	2, 644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$	$(収容定員 - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$	$(収容定員 - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$
経済学関係	2, 644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$	$(収容定員 - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$	$(収容定員 - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$
社会学・社会福祉学関係	2, 644	$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$	$(収容定員 - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$	$(収容定員 - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$
理学関係	4, 628	$(収容定員 - 200) \times 1, 157 \div 200 + 4, 628$	$(収容定員 - 400) \times 3, 140 \div 400 + 5, 785$	$(収容定員 - 800) \times 3, 140 \div 400 + 8, 925$
工学関係	5, 289	$(収容定員 - 200) \times 1, 322 \div 200 + 5, 289$	$(収容定員 - 400) \times 4, 628 \div 400 + 6, 611$	$(収容定員 - 800) \times 4, 628 \div 400 + 11, 239$
農学関係	5, 024	$(収容定員 - 200) \times 1, 256 \div 200 + 5, 024$	$(収容定員 - 400) \times 4, 629 \div 400 + 6, 280$	$(収容定員 - 800) \times 4, 629 \div 400 + 10, 909$
獣医学関係	5, 024	$(収容定員 - 200) \times 1, 256 \div 200 + 5, 024$	$(収容定員 - 400) \times 4, 629 \div 400 + 6, 280$	$(収容定員 - 800) \times 4, 629 \div 400 + 10, 909$
薬学関係	4, 628	$(収容定員 - 200) \times 1, 157 \div 200 + 4, 628$	$(収容定員 - 400) \times 1, 983 \div 400 + 5, 785$	$(収容定員 - 800) \times 1, 983 \div 400 + 7, 768$
家政関係	3, 966	$(収容定員 - 200) \times 992 \div 200 + 3, 966$	$(収容定員 - 400) \times 1, 984 \div 400 + 4, 958$	$(収容定員 - 800) \times 1, 984 \div 400 + 6, 942$
美術関係	3, 834	$(収容定員 - 200) \times 959 \div 200 + 3, 834$	$(収容定員 - 400) \times 3, 140 \div 400 + 4, 793$	$(収容定員 - 800) \times 3, 140 \div 400 + 7, 933$
音楽関係	3, 438	$(収容定員 - 200) \times 859 \div 200 + 3, 438$	$(収容定員 - 400) \times 2, 975 \div 400 + 4, 297$	$(収容定員 - 800) \times 2, 975 \div 400 + 7, 272$
体育関係	3, 438	$(収容定員 - 200) \times 859 \div 200 + 3, 438$	$(収容定員 - 400) \times 1, 983 \div 400 + 4, 297$	$(収容定員 - 800) \times 1, 983 \div 400 + 6, 280$
保健衛生学関係(看護学関係)	3, 966	$(収容定員 - 200) \times 992 \div 200 + 3, 966$	$(収容定員 - 400) \times 1, 984 \div 400 + 4, 958$	$(収容定員 - 800) \times 1, 984 \div 400 + 6, 942$

保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	4, 628	(収容定員-200)×1, 157 ÷200+4, 628	(収容定員-400)×3, 140 ÷400+5, 785	(収容定員-800)×3, 140 ÷400+8, 925
--------------------	--------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

備考

- この表に掲げる面積には、第36条第5項の施設、第39条の附属施設及び第39条の2の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない(ロ及びハの表において同じ。)
- 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(ハの表において同じ。)
- 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多い数によりこの表に定める面積とする(ハの表において同じ。)
- 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減することができる(ハの表において同じ。)
- この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

区分		収容定員 360 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 480 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 600 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 720 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 840 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 960 人までの場合の面積(平方メートル)
医学関係	校舎	12,650	14,300	16,750	18,250	—	—
	附属病院	28,050	31,100	33,100	35,100	—	—
歯学関係	校舎	8,850	96,00	10,350	11,200	11,950	13,100
	附属病院	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200

備考 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてこの表に定める面積の合計とする。

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

収容定員	200 人までの面積(平方メートル)	400 人までの面積(平方メートル)	600 人までの面積(平方メートル)	800 人までの面積(平方メートル)	1000 人までの面積(平方メートル)	1200 人までの面積(平方メートル)	1400 人までの面積(平方メートル)	1600 人までの面積(平方メートル)	1800 人までの面積(平方メートル)	2000 人までの面積(平方メートル)
文学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
教育学・保育学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
法学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
経済学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
社会学・社会福祉学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
理学関係	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,147	11,734	13,221	14,708	16,195
工学関係	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049	16,363	18,677	20,991	23,305
農学関係	3,636	4,628	6,942	9,258	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
獣医学関係	3,636	4,628	6,942	9,258	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
薬学関係	3,305	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	12,067
家政関係	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
美術関係	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586	11,073	12,560	14,047	15,534

音楽関係	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090	10,577	12,064	13,551	15,038
体育関係	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768	9,090	10,412	11,734	13,056
保健衛生 学関係(看 護学関係) 2,512	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
保健衛生 学関係(看 護学関係 を除く。)	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,147	11,734	13,221	14,708	16,195

備考 収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。